委員会提出議案第１号

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

上記の議案を紀の川市議会会議規則（平成１７年紀の川市議会規則第１号）第１４条第２項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和６年６月２５日提出

紀の川市議会議長　　川　原　一　泰　様

提出者　紀の川市議会
議会運営委員会委員長　　竹　村　広　明

提案理由

関係行政庁に対し、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書を提出するため。

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専業化が進んでいる。

一方、今日では、就業者全体に占める会社員等被雇用者の割合が多くなるなど労働環境が変化し、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになり、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

和歌山県紀の川市議会

（提出先）
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣